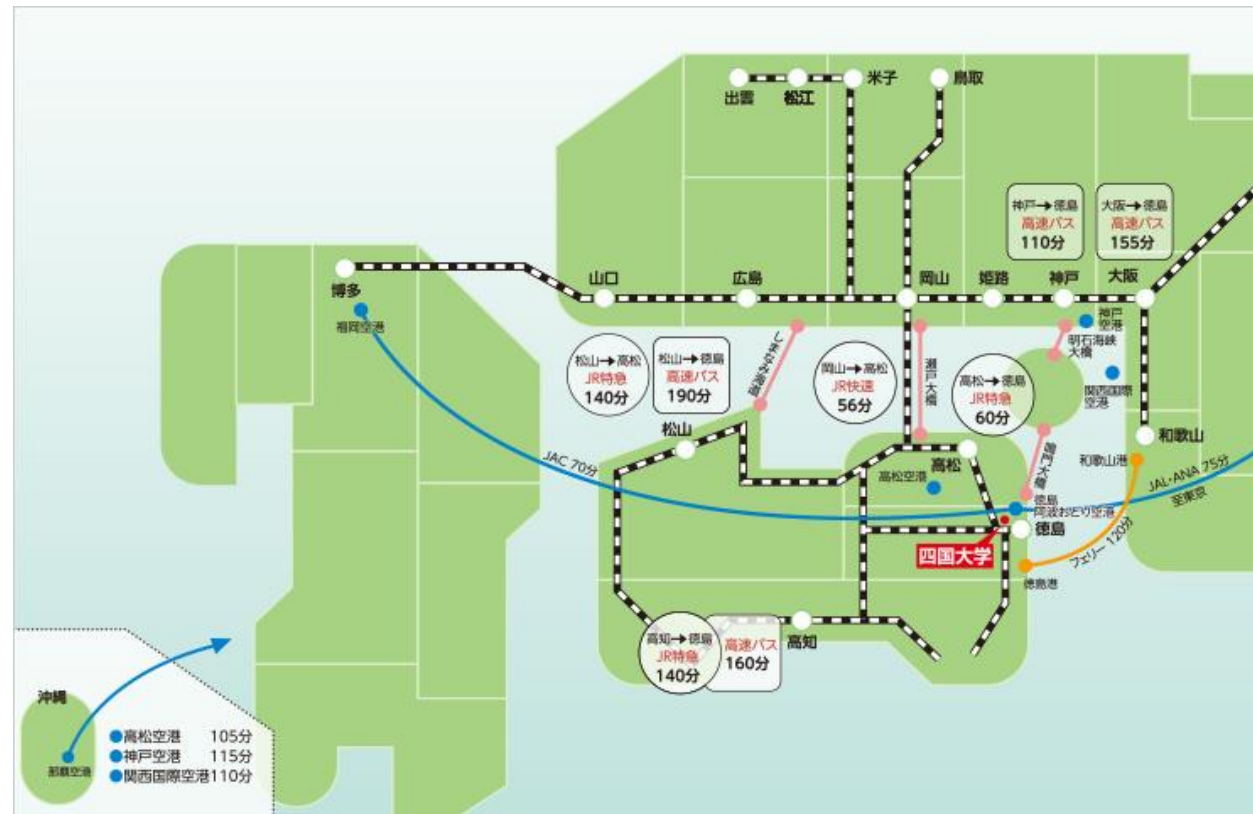


アクセス

[四国大学への交通機関]



2023年度  
(令和5年度)

研究生募集要項

- ・徳島阿波おどり空港より  
路線バス20分
- ・JR徳島駅からの路線バス  
JR徳島駅前バスターミナル  
徳島バス（吉野川大橋経由を除く）  
①,②,③番のりば  
「四国大学前」下車徒歩3分  
徳島市営バス⑦番のりば  
「四国大学前」下車徒歩3分
- ・タクシー  
JR徳島駅前より本学まで約15分



人が集まる「人」をつくる、大学。



願書提出先及び問い合わせ先

四国大学 教育支援課

〒771-1192 徳島市応神町古川 TEL(088)665-9922

<http://www.shikoku-u.ac.jp/>

**目 的** 研究生制度は、四国大学大学院、四国大学及び四国大学短期大学部の専任の教員の指導により、一つのテーマについて研究するものです。

**研 究 生 資 格** 本学において、研究生として就学の目的を達成することができる学力を有すると認められる者。ただし、外国人留学生(海外に居住し、本学と協定を締結している大学からの留学生および訪問学生として本学に在学していた者は除く。)は、次のどちらかを取得している者。

- 1 独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験の日本語科目を受験し、その得点の合計が総点の50%以上の者。
- 2 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験N1(旧1級を含む)を受験し、その得点の合計が総点の50%以上の者、またはN2(旧2級を含む)合格者。

**研究生の所属** 研究を指導する教員が所属する研究科、学部、学科とします。

**出 願 書 類**

- 1 願書(本学所定の用紙)
- 2 履歴書(写真貼付)
- 3 最終学校の卒業(修了)証明書
- 4 検定料の受領確認書(本学所定の用紙で経理課受領印押印済のもの)
- 5 外国人留学生(海外に居住し、本学と協定を締結している大学からの留学生及び訪問学生として本学に在学していた者は除く。)は、次の書類を提出してください。
  - (1) [日本語能力試験成績通知書(写)・日本語能力試験受験票(写)]  
または[日本語留学試験合否結果通知書(写)・日本語留学試験受験票(写)]
  - (2) [住民票(マイナンバーの記載のないもの、国籍・在留資格・在留期間の記載のあるもの)]または[在留カード両面の写し]  
なお、住民票または在留カード(写)を提出できない者は、パスポートの写し(顔写真・氏名・生年月日の記載のあるページ)を提出してください。
  - (3) 留学経費支弁計画書……本学所定の様式
  - (4) 保証書……本学所定の用紙(保証人の自署による)  
保証人の住民票および収入を証明する書類を添付してください。
    - \* 保証人は、父母または日本国在住の身元確かな成人とします。
    - \* 保証人は、在学期間中の学生の学修、生活面及び経費について、本人と連帯して責任をもって指導できる者とします。
    - \* 出願書類について、外国語の証明書の場合は、公的機関等の証明を受けた対訳の日本語を添付してください。
    - \* 「留学経費支弁計画書」および「保証書」に添付する書類については、別紙«「留学経費支弁計画書」および「保証書」についての注意事項»を参照してください。

※ 上記の出願書類の他に、追加書類の提出を求めることがあります。  
※ 出願書類等提出された書類の個人情報については、目的以外には使用しません。  
※ 出願書類等は返還しません。  
※ 継続の場合は2～4は不要です。

**出 願 期 間** 前学期開始分： 令和5年2月15日 ～ 令和5年3月16日  
後学期開始分： 令和5年8月 1日 ～ 令和5年8月31日

**出 願 先 及 び 問 い 合 せ 先** 四国大学 学生サポートセンター (中央棟1階)  
教育支援課 研究生担当  
〒771-1192 徳島市応神町古川  
TEL 088-665-9922 FAX 088-665-9932  
\* 出願期間中の受付時間 9:30～16:30 (土・日・祝日をのぞく)

**選 考 ・ 許 可**

- 1 指導教員は、指定された選考日に、面接による選考を行います。ただし、本学卒業生は、本人が直接指導教員と面接し、許可を得てください。
- 2 許可は、指導教員の承認に基づき、当該研究科委員会又は当該学部の教授会を経て学長が行います。
- 3 許可の可否については本人宛に通知します。

**研 究 手 続**

- 1 許可の通知を受けた者は誓約書を提出してください。
- 2 研究生として許可された者は、指定日までに登録料及び研究料を納入してください。
- 3 研究料納入者には、研究生証を交付します。

**研 究 期 間** 前学期開始 令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日  
後学期開始 令和5年9月24日 ～ 令和6年9月23日

**研 究 継 続** 研究期間終了後も引き続き研究を希望するときは、研究期間終了日の1か月前までに願い出ることにより、通算して4年の範囲内で研究期間を延長することができます。  
\* 研究を継続する場合の検定料および登録料については、徴収しません。

**授 業 の 受 講** 原則として授業を受けることはできません。ただし、短期大学部音楽科の研究生については、各コースの主科にかかる実技指導を学生の授業週について、毎週30分の個人レッスンを受けることができます。なお、受講に対する単位は認定しません。  
※ 留学ビザを得て、研究生として在籍する場合は、1週間に付き10時間以上の授業時間が必要になります。

**検 定 料 等**

- 1 検定料 15,000円 (出願書類提出の際に納入してください。)
- 2 登録料 28,000円 (ただし、本学卒業(修了)生は、1/2の額とします。)
- 3 研究料は、下表のとおりです。

実験、実習、実技又は演習を要する研究題目	四国大学大学院・四国大学	210,000 円
	四国大学短期大学部	168,000 円
その他の研究題目	四国大学大学院・四国大学	105,000 円
	四国大学短期大学部	84,000 円

**費 用 の 負 担** 研究に要する費用は、必要に応じて研究生の負担とします。

**諸 規 則 の 遵 守** 研究生は、本学の諸規則を守らなければなりません。研究生に関し必要な事項は、学則及び四国大学研究生規則を適用します。

**研 究 許 可 の 取 消** 研究生が本学の諸規則に反する行為または研究生として相応しくない行為を行った場合は、研究生の身分を剥奪します。

**研 究 の 中 止** 研究期間終了前に研究を中止しようとするときは、研究中止願を提出しなければなりません。

**研 究 証 明 書** 研究期間を終了した場合には、研究成果の概要等の記載した研究報告書を作成し、指導教員を経て学長に提出しなければなりません。  
研究を修了した者から請求があったときは、研究事項について証明書を交付します。

**留 意 事 項**

- 1 身体に障がいのある方で、特別な配慮を必要とする場合は、出願前に教育支援課へ相談してください。
- 2 納入した検定料等は、返還しません。  
ただし、手続き完了者で研究を辞退する場合は、研究生辞退届(本学所定用紙)を前学期開始出願者は令和5年3月31日(必着)まで、後学期開始出願者は令和5年9月23日(必着)までに提出した者に限り、研究料を返還します。
- 3 研究期間終了後は、研究生証を返還しなければなりません。
- 4 連絡事項は、ポータルシステム及びmanaba courseを使用するので、確認してください。

**そ の 他** 上記のほか海外に居住し、本学と協定を締結している大学からの留学生及び訪問学生として本学に在学していた者に関しては、別に定める取扱要領とします。